



HOME PAGE



TWITTER

申6号 旧小山統括センター乗務ユニットにて発生した、
本人の意思に反した「なりすまし受験」に関する緊急申し入れ

会社回答不十分により

第1項で団体交渉を中断

団体交渉継続へ

今回の団体交渉では、第1項の「本人の同意を得ずに研修・試験の申し込みを行った事象について、会社の認識を示すこと。また、過去に同様の事象が発生していたか調査し明らかにすること。」という申し入れに対し「**通達に則り対応**することとされている。同様の事象は発生していない認識である。」
「今回の事象は通達に則り不適当な取り扱い」という回答に徹しており、認識が一致せず、会社から十分な回答が示されませんでした。また、「本人が申告をしなければ発覚しなかったのでは？」という問いに対して、**会社側は十分な回答を持ち合わせておらず**、時間内に回答が出来ませんでした。組合は事前に十分な調査と誠実な回答を求めていましたが、今回の会社の対応はその趣旨に沿うものではありませんでした。

このため、**会社の対応は不誠実であると通告し、団体交渉を中断。**後日改めて継続協議を行うこととなりました。

真相解明・再発防止を求め、 引き続き交渉します。